

横浜市教育委員会
臨時会会議録

- 1 日 時 令和2年7月17日（金）午前10時00分
- 2 場 所 市庁舎 18階共用会議室（なみき16・17）
- 3 出席者 鯉淵教育長 大場委員 中村委員 森委員 木村委員 四王天委員
- 4 欠席者 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教 育 委 員 会 臨 時 会 議 事 日 程

令和2年7月17日（金）午前10時00分

- 1 会議録の承認

- 2 一般報告・その他報告事項
新型コロナウイルス感染症への対応について
いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について
特別支援教育の取組状況について

- 3 審議案件
教委第20号議案 横浜市社会教育コーナーの指定管理者の指定の変更に関する
意見の申出について
教委第21号議案 横浜市社会教育コーナー指定管理者選定評価委員会委員の任命
について
教委第22号議案 横浜市学校規模適正化等検討委員会臨時委員の任命について

- 4 その他

[開会時刻：午前10時00分]

～傍聴人入室～

鯉淵教育長

それでは、ただいまから、教育委員会臨時会を開会いたします。本日もコロナウイルス感染症の拡大防止のため、マスクを着用しております。

初めに、会議録の承認を行います。6月22日の会議録の署名者は森委員と木村委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉淵教育長

それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

なお、7月6日の教育委員会定例会の会議録につきましては、準備中のため、次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従い、教育次長から一般報告を行います。

【一般報告】

1 市会関係

○7/7 本会議（第3日）議案議決

小椋教育次長

教育次長の小椋です。それでは、報告いたします。

まず、市会関係ですが、7月7日に本会議第3日目が開催され、議案議決が行われました。

2 市教委関係

(1) 主な会議等

(2) 報告事項

○新型コロナウイルス感染症への対応について

○いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について

○特別支援教育の取組状況について

次に、教育委員会関係の主な会議等ですが、こちらは前回の教育委員会定例会から本日までの間の報告はございません。

次に、報告事項として、この後、所管課から3点報告させていただきます。まず、1点目ですが、「新型コロナウイルス感染症への対応について」、2点目は、「いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について」、3点目は、「特別支援教育の取組状況について」、報告させていただきます。私からの報告は以上です。

鯉淵教育長

報告が終了いたしました。何か御意見・御質問等がございますか。特になけ

れば、「新型コロナウイルス感染症への対応について」、所管課から御報告いたします。

直井学校教育
企画部長

学校教育企画部長の直井でございます。新型コロナウイルス感染症への対応について、7月からの第三期の学校教育活動等の状況を御報告させていただきます。お手元の資料「新型コロナウイルス感染症への対応について」を御覧ください。

まず、「1 学校の様子等」についてですが、複数の学校からの聴き取りに基づく内容になります。「(1) 児童生徒の様子」について、「ア 小学校」では、全体として児童は落ち着いており、通常の学校生活に戻ってきているという印象と伺っています。児童は学校での感染症対策について理解している様子もうかがえますが、午後の授業が始まったことなどから、少し疲れが出てきた様子が見えたとの声も上がっています。「イ 中学校」では、登校時の健康チェックもスムーズに行われているとのことです。生徒同士の関わりが増えたこともあり、こちらも通常の学校生活に戻りつつあるという様子を聞いています。「ウ 高等学校」の「a 授業について」では、マスクを着用して行っていますが、英語での会話等の場面や体育など、授業の内容により適切に対応しつつ工夫も行っています。また、音楽コースでは、感染症対策により配慮して実践しています。「b その他」として、定期試験も行われており、また心のケアにいつも以上に丁寧に対応しているとのことです。「エ 特別支援学校」においても児童生徒は全体的に落ち着いており、感染防止対策も習慣化されてきているとのことです。学校の事情、児童生徒の状態に応じた感染拡大防止の取組を行っており、またスクールバスの運行もスムーズに行われております。

裏面を御覧ください。次に、「(2) 学校での工夫等」についてですが、資料に掲載している中から幾つか抽出して御紹介させていただきます。二つ目と三つ目の記載は学校の校内放送への工夫ですけれども、音声放送や映像等を用いた下級生と上級生の交流や、静かな中でも食事の時間を楽しむための工夫が行われています。また、七つ目の記載は学校のウェブページのことですけれども、毎日更新することで児童生徒の学校生活の様子を保護者にお伝えし、安心していただける取組を行っている事例がありました。最後の記載ですが、職員の対面の打ち合わせを見直して校内ネットワークを一層活用するなど、教職員の感染リスクの低減に向けても取り組んでいます。

次に、「2 部活動の状況」について、中学校と高等学校からの聴き取りになります。まず「(1) 中学校」の「ア 日常の活動」についてですが、7月から段階的な活動開始としており、1年生は仮入部からの動き出しとなっております。現在は週3日以内、1日2時間以内の制限を設けております。最近は悪天候が続いており、屋内での活動においても密になることのないよう、校内で調整していますが、十分に活動できない日もあるようです。また、活動中はマスクを外し、休憩時は再着用するよう指導するなど、教員も活動に参加して生徒の様子を見守っています。「イ 対外試合の準備等」ですが、8月から区内や近隣校同士での対外試合や合同練習等を可能としています。主に3年生の活躍の場を設けるよう各区の中学校体育連盟が中心になって準備を進めていると伺っています。いわゆる引退試合となる場合も多く、3年生の保護者が来場・応援できるようにしていますが、会場のスペースの関係もあって、遠慮していただくことになった区もあるようです。また、剣道・柔道については、競技の特性を考慮して大会実施を見送ると聞いています。

次のページを御覧ください。「(2) 高等学校」について、「ア 日常の活動

の様子」ですが、基本的には中学校と同様ですけれども、熱中症に注意したり、器具の消毒に配慮して活動しています。「イ 対外試合の準備等」についてですが、高校野球は県独自の大会の開催が予定されており、市立高校からも参加予定校があり、エントリーを済ませて準備を進めています。4連休から野球部は対外試合を実施する予定としています。

続きまして、「3 学校開放事業」についてです。学校開放事業は、学校教育に支障のない範囲で、体育館や校庭などの施設を地域の皆様に開放する事業です。市立学校の臨時休業を開始した3月3日から中止しており、8月1日から事業再開を可能としています。その中で、校庭などの屋外施設に限っては、いわゆる3密の可能性が少ないと考え、感染症対策を講じていることを前提として、7月19日以降の日曜日などに再開することを可能としました。さらに、武道などの種目は当面不可としていましたが、組み合ったり接触のない活動であれば実施することも可能としています。

「4 給食」の開始につきましては、人権健康教育部長から御報告をさせていただきます。

前田人権健康
教育部長

人権健康教育部長の前田でございます。それでは、給食について御報告いたします。

「(1) 給食実施状況」です。7月1日より小学校では給食開始となっております。夏季休業の短縮に伴いまして、休業前は7月22日まで、休業後は8月24日から実施する予定でございます。

「(2) 給食に関する主な感染症対策」です。「ア 献立上の工夫」です。7月から8月の献立については、配膳がしやすくなるよう、おかず3品の献立を2品に変更して実施しております。なお、栄養価は確保しております。続きまして、「イ 給食前の準備」でございます。児童、教職員とも給食の前に石けんを使用し、手洗いを丁寧に行うなど、徹底しております。また、給食時間中も窓を開けて換気を実施し、ガイドラインに基づきながら、座席も向き合わせをしないなど、工夫をしているということでございます。「ウ 配膳・食事中」です。配膳の際は、御飯、おかずを配る担当を決め、担当以外は器具に触れないなどの工夫しております。残ったものを配る場合は教職員が行うなどの工夫もしております。「エ 片付け」です。7月中は全校で牛乳パックのリサイクル洗浄を行わないようにし、児童、教職員とも給食後には石けんを使用して手洗いを丁寧に行うなど、工夫をしています。

学校の様子です。学校の聴き取りなどからでは、久しぶりの給食で学校は食事中の会話を控えながら静かに給食に向かっているということで寂しさを感じるという声もありますが、一方で、給食開始を喜ぶ児童の様子が伝わってきています。特に1年生は初めての給食ということもありましたので、静かなながらも楽しみながら向かう姿が見られているようです。今後も学校における新しい生活様式として、引き続き感染症対策に取り組みながら、充実した学校給食の提供に取り組んでまいります。以上、報告いたしました。

鯉淵教育長

続けて古橋部長、その横に来ていただいて。

古橋教職員人
事部長

教職員人事部長の古橋でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。では、5ページを御覧ください。7月12日付で教員が新型コロナウイルスに感染したことを記者発表いたしましたので、御報告いたします。

「1 当該職員に関する情報」ですが、感染者は50歳代の女性の小学校教員で

す。本市在住で、家族がおります。「(6)経過」でございますが、7月3日に発熱、発症したことになります。以後の経過は御覧のとおりですが、7月9日にPCR検査を受け、翌々日の7月11日に陽性と判明いたしました。「(7)当該教員の行動」です。当該教員は日頃から児童の前ではマスクを着用していましたが、体育、給食等ではマスクを外す場面がございました。「(8)濃厚接触者」でございます。区福祉保健センターの調査で教職員3名、児童15名が濃厚接触者と特定されており、PCR検査、健康観察の対象となったものでございます。資料にはございませんが、その後PCR検査は7月13日月曜日に実施いたしまして、翌7月14日火曜日に全員陰性との結果が出ております。

「2 学校としての対応」でございますが、7月12日の記者発表時点では7月13日に臨時休校といたしましたが、翌7月14日も全校の休業をしております。7月15日から教育活動を再開しております。濃厚接触者につきましては、健康観察期間に当たる7月20日まで出勤・登校を控えております。

「3 市立学校教職員の感染状況」ですが、7月1日に1名の事例を発表しておりますので、本事例で2人目の発症となります。以上です。

鯉淵教育長

説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等がございますか。

木村委員

意見と質問をさせていただきます。まず意見です。6月から登校が始まって1か月過ぎて大分落ち着いてきていることと、コロナに対するノウハウについてはしっかり熟知し始めたと思えますが、ここで大事なのは、よく、経験すれば次に生きるといいますけれども、経験だけでは「ああ、そうだったね」で終わってしまうわけです。そこで何を考え、どう行動するかが大事だと思います。コロナという事実は変わりませんが、それに対してネガティブな解釈をすれば挫折になるし、ポジティブな解釈をすれば次へのステップになると思います。多分既に現場ではやられていると思いますが、ただただノウハウではなくて、どう考え、どう行動するか、そこら辺をぜひ子供たちに本当に生きる力ということで与えてあげてほしいと思っています。

質問は、中学校の部活は8月から対外試合ということですが、7月から始めて1か月ちょっとで安全面は大丈夫なのかと。もう一つ、先ほど3年生の最終的な集大成ということで、私は柔道なのですが、残念ながら剣道・柔道は外れていますけれども、例えば通常の大会ではなく勝ち負けにとらわれないものであれば、もうちょっと工夫して行えなかったのかなということがちょっと気がかりなのですが、いかがでしょうか。

直井学校教育
企画部長

まず、1点目の大会ということですが、今お話もありましたが、取り組んできた最後の集大成ということで、大会というかイベントというか交流試合というか、各区各競技で工夫しながら今準備をしてくれていると思っています。そのため、大会という言い方をしましたけれども、あまりトーナメントでずっと勝ち上がっていくというような形ではなく、3年生の集大成の大会、イベントを企画しているように聞いています。練習時間も短い中、7月からスタートですから1か月ぐらいの練習期間ですので、けが等、無理がないように先生たちはいろいろな工夫をしながら取り組んで、いい思い出をつくってもらえるような、集大成にできるような形にしてくれるのではないかなと期待しています。それから、柔道・剣道については、大変申し訳ありませんと言うのもあれですが、いろいろ部活動の顧問、中学校体育連盟の顧問とか先生方が様々感染防止のことも考えつつ結論を導いてくれたのかなと思っています。柔道・剣道の子たちも何らか

の形で中学校の部活動の最後を考えられて、飾っていかれるようなことというのを、もしかしたら各学校ということになろうかと思いますが、締めくくりをしてもらえればなと思っています。すみません、お答えになっていないかもしれませんが。

木村委員

分かりました。勝ち負けではないという話もしましたが、本当の部活の意義とかスポーツの意義を捉える絶好のチャンスだと捉えて、ルールも公式ルールから大幅に変えた任意的なものでもいいと思います。本当だったら柔道は受け身選手権とか、どれだけ技を多く披露できるかとか、もし入る余地があれば、いろいろな工夫ができていいと思います。あともう一つ、言い忘れたのですが、体育館・道場だけではなくて更衣室とか部室の使い方、ここが一番密になって危険な状況なので、もうしっかり徹底されているとは思いますが、ぜひ指導をお願いしたいと思います。以上です。

鯉淵教育長

ほかに。

森委員

今の状況を教えてくださってありがとうございます。居心地のいい関係性の中で学べるということは、心理的安全とか、そういう言葉でいわれますけれども、すごく大事なことだと思います。いろいろなビジネスの場や活動でも最近よく聞くのが、オンラインが増えて、物理的に顔を合わせて話す機会がすごく減っている中で、会議の中で意識的に雑談する時間を取るようにしていると。そういった取組が最近よく聞かれるようになっていきます。子供たちもご飯を食べながらしゃべることが今はなかなかできなかつたりする中で、授業もキャッチアップしなければいけないとか、早く進めなければいけない状況ではありますけれども、意識的に授業の冒頭であったりとか最後であったりとか、子供たち同士が今感じていることとか不安に思っていること、嫌だと思っていること、うれしいことというのを言葉にする時間を積極的に取り続けることが今はすごく大事なかなと思います。

あともう一つは、部活動であったりとか、目標を失ってやる気を失っている子供たちがいるということも聞きますし、不安のある子供たちの相談を誰がどのように受け取るのか、御報告を聞きながら少し気になりました。先生が一人で聞いたりとか、保護者や子供と電話したり、一対一で聞いたり、いろいろ工夫されているかもしれませんが、その中で先生が一人で聞き続けることにならないようにとか、先生自身も不安を一人で背負うとしんどくなるかなと思いますので、そこをチームでバックアップすることも含めて、いろいろと不安を聞く体制みたいなところの強化をぜひお願いしたいと思いました。

一つ質問です。最後の御報告にもありましたが、新型コロナウイルスの感染が確認されて、一つの学級が2週間休みになるということが今続いていると思います。その間、その学級だけ止まることになってしまっていると思うので、どのような授業のフォローアップをしてきたのか、もしくはしようとしているのかということをお聞かせください。

直井学校教育
企画部長

急にまた休みになるということで、子供たちは非常に不安な気持ちになると思います。そういう中で今取り組んでいることを聞いている範囲では、学校ごとに、学級でということですが、これまでの授業で学んだことの復習とか、学んだことを活用した発展的な学習など、児童生徒の状況に応じて自宅で取り組む課題を出して、家で取り組んでもらっているということです。また、健康観察

等、状況を聞くような形で先生が自宅に電話したりしているみたいですが、そういう中で学習課題への取組状況等も確認しているという状況です。なかなかICT機器が少し状況的に追いついていない部分もありますので、今後の整備状況によりますけれども、そういう中で少し先生方にも変化があって、休んでいる先生と学校をZoomで結んで打ち合わせを持ったり、そういうことも新たに始めてきています。今後学校もいろいろな取組を工夫しながら子供の学びにつながるようにしていきたいと思ひますし、自分たち教育委員会事務局も何を2波、3波というかはちょっと難しい部分もありますが、休みになっていく中でどのように子供たちの学習を進めていくかということについてのプロジェクトをつくって、夏ぐらゐまでに一定のものを出して、学校に提示していきたいと思ひます。長くなってしまうのですが、現時点としては2週間空いてしまうと少しそこは遅くなっても残りの日数で少しずつカバーしながら、必要があれば夏休みにちょっと学習会をやるということでもありますとか、年齢にもよりますので小さいとなかなか難しいとは思ひますけれども、学校で工夫してくれていますし、これからも一緒にやっていきたいと思ひます。

森委員

ありがとうございます。日々これだけ感染が広がっている中で、例えば自分の子供の学校で起きて、学校側が対策を取って2週間の休校になったときに、これができるかもしれないという選択肢がスムーズに選べるように、夏までに対策を取られているということですが、なるべく早く示せるようにしたほうがいいかなと思ひます。ICT機器やWi-Fiの環境もそろっていない現状では、例えばそのクラスだけ貸出しをすゝるとか、できないことスタートではなくて、できることスタートで、授業まではできなくとも学びの意欲が低下しないようなことができるようにできたらいいなと思ひます。ありがとうございます。

四王天委員

教員の発症についてですが、経過を見ますと、一度発熱があつて平熱に戻つてまた本格的に発熱してかかつてしまうという、コロナ発症の典型的なパターンだと思ひます。こういう場合に一度目の最初の発熱があつた時点で自宅待機にするというような、発熱基準とかもあるかもしれませんが、そのようなルールづくりみたいなものは考えられないのでしょうか。

古橋教職員人事部長

ルールといひますか、教職員につきましては、体調の変化についてはしっかりと常日頃から管理していただくということで、まずは出勤前に体温等を測るということは既に通知を出しております。その段階で体調の変化があればしっかりと休むということは通知の中でも徹底しておりますので、そういった中で教職員については周知を図っているということです。

四王天委員

このパターンですと7月6日にまた出勤されていますよね。これは多分、学校許可というわけではなくて自己判断なのかなと思ひのですが、これは学校の判断でしょうか。

古橋教職員人事部長

学校の判断というよりも、発熱した後平熱に戻っているということで、本人は出勤できると判断して出てきたものだと思います。

四王天委員

コロナの場合、3~4日平熱に戻つたぐらゐではまだ安全確認には至っていないということがもう分かつてきているのですから、もう少しの自宅待機期間を持たせるようなルールがあつていいのではないかなと思ひます。というのは、その後

の濃厚接触感染は生徒にも影響が出てしまうことなので、もしかしたらこれは百に一つのケースかもしれませんが、念には念を入れてというようなものがあるのもいいのではないかと感じております。

古橋教職員人
事部長

御指摘のとおりでございます。ただ、教員はやはりどうしても自分が出勤しなければならないという思いが非常に強いです。コロナの特徴として今委員がおっしゃったようなこともございますので、今回も通知の中で体調不良を感じたら取りあえず速やかに医療機関に受診して休むようにということを繰り返し出しております。

四王天委員

最後の再出勤の判断の時期をもう少し慎重になれるような手続と、安心して休める体制を確保していただけたらなと思います。

鯉淵教育長

御意見ということで。ほかにもございますか。

中村委員

今お話になった意見に大賛成で、某テレビ局のアナウンサーの場合もそうでしたけれども、やはり教員は自分がやらねばみたいな意識がすごくあることと、学校現場は人の余裕がありませんから、自分が行かないとほかの人に迷惑をかけるという意識が非常に強いので、どうしてもこれぐらいだったらということで出勤してしまうのかなと思います。そういった意味で、今様々な支援員等々、人の補助はとて増えてきていますけれども、ぜひ学校の中にゆとりある人材配置をお願いしたいと思います。

それから、学校現場のことですけれども、先ほどの学校での工夫を拝見いたしまして、お話も聞きまして、本当に制約だらけの生活の中でも、コロナだからできないというだけではなくて、こういうときだからこそ先生や子供たちが創意工夫して知恵を出し合って、例えば放送だったりウェブページだったりということで工夫されていることが大変ありがたいなと思いました。みんなが黙って給食を食べているなんていうのは味気ないですから、様々な意味で工夫をまた重ねていただきたいし、それも共有していただきたいと思います。

それから、これも感想になってしまいますけれども、やはりマスクをしているというのは表情が見えづらいということで、目は口ほどに物を言うといえます。全てではないですけれども、やはり表情から見えるものはたくさんあると思います。ですから、ちょっと元気がないとか憂うつそうにしているとか、そういうことがなかなか読み取りにくいという意味で、この中にありました教育相談で担任が話を聞いているというのはとても大事なことだったなと思いました。教育相談というとても言葉が堅いですが、ぜひ子供たちの何気ない話であってもいいので、ほかの先生でも構いませんが、先生が聞いてくれるというような雰囲気を含めて以上につくっていただけるとありがたいと思います。また、ぜひカウンセラーさんも一緒にそういうことに対応していただけたらありがたいなと思いました。感想です。

鯉淵教育長

よろしいでしょうか。特になければ、次の「いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について」、所管課から御報告いたします。

前田人権健康
教育部長

人権健康教育部長の前田でございます。「いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について」、御報告いたします。横浜市いじめ問題専門委員会及び学校いじめ防止対策委員会から調査報告書が提出されましたの

で、御報告いたします。報告件数は2件で、小学校、中学校それぞれ1件ずつとなっております。それでは、概要について御説明しますので、お手元の資料3ページを御覧ください。それぞれの所管の担当課長より御報告いたします。

宮生人権教育・児童生徒課長

人権教育・児童生徒課の宮生です。まずp中学校ですが、「事案の概要」です。本件は、平成30年度当時中学1年生の女子生徒が、平成30年5月または6月頃、同級生の男子生徒に、クラスのSNSグループから退会させられたこと等から不登校になったとの、当該生徒保護者からの申出に基づき調査を行ったものです。当該生徒は、平成30年9月から不登校となり、登校できない状態が続いています。現在、当該生徒は、横浜市の不登校児童生徒支援施設であるハートフルルームに通室しています。

次に「3 調査結果」です。当該生徒保護者を通じて複数のいじめについて調査の申出があり、調査の結果、同級生の男子生徒に、クラスのSNSグループから退会させられた件がいじめと認定されています。ただし、同男子生徒は当該生徒だけでなく、クラスのSNSに参加していた全員ないし大半の生徒を退会させていること、その後当該生徒を含め、退会させた生徒を再度SNSグループに招待したが、当該生徒は招待に応じなかったと述べていることから見て、当該生徒に悪意を持っていたとは言い難いと報告されています。3ページの最後の段落ですが、そのほか、当該生徒保護者から申出のあった、小学校時代に登校できない時期があったことを広められたこと、クラスの委員決めで手を挙げたのに無視されたこと、テスト前にノートを貸してほしいと頼んだが断られたこと等については、裏付けとなるものがなく、事実と確認することができなかつたとされています。なお、4ページの一番上ですが、学校いじめ防止対策委員会による調査で事実認定ができなかつた申出については、委員会がいじめはなかつたと認めたわけではなく、当該生徒の申出を裏付ける証拠がなかつたため、事実として認められないという意味であると付け加えられています。

続いて「4 当該中学校の対応等について」ですが、ここで指摘されているのは、当該生徒や当該保護者との信頼関係を早期に構築しておくべきだったということです。「(2) 当該生徒保護者との信頼関係」では、小学校での学校生活で当該生徒が置かれていた状況をなるべく早く正確に伝え、適切な支援がなされることを望んでいた当該保護者の思いを酌むことができなかったこと、5ページの「(3) 当該中学校の対応」では、担任教諭がよかれと思って当該生徒のプラスの面を伝えたことや、委員決めの際にはほかの生徒は無視していなかつたと伝えていたことが、当該生徒や当該保護者の信頼を失うことになったことなどが指摘されています。また、「(4) SNSの利用方法についての指導」では、本来SNSの利用は学校外で行われるものとしながらも、生徒同士の関係に大きな影響を与えることから、トラブルの原因になりやすい使用方法について学校でも十分な指導が必要であることも指摘されています。

次に「5 教育委員会の対応等について」です。教育委員会は、平成30年9月に当該中学校から本件に関わる報告を受けています。また、当該中学校は同月に当該保護者からいじめ重大事態になりかねないのではないかと指摘を受けています。この資料には書かれていませんが補足しますと、当該中学校は訴えがあつた当初、いじめの行為者が明らかになつていなかつたため、当該保護者に当該生徒から聴き取りを行いたい旨を伝えていましたが、当該生徒から現段階では聴き取りはしないしてほしいとの当該保護者からの申出があり、当該生徒への学習支援や登校支援を優先していました。その後、当該保護者から委員決めの際に起きた状況についての聴き取りをしても構わないとの確認ができたため、第一段落のと

おり、10月にはクラスの生徒にアンケートを、11月には聴き取りを行いました。教育委員会は、当該中学校に対し、事実確認や当該生徒の支援について助言を行い、11月にはいじめ重大事態調査についての説明を当該中学校に行っており、当該中学校からは当該保護者に不明点が明らかになり次第調査・対応を行うことを伝え、当該保護者は了承しました。6ページですが、平成31年2月には、当該生徒保護者から本事案に対する当該中学校及び教育委員会の対応への不満がある申出があり、3月には教育委員会による調査の希望があり、4月に外部専門家2名を加えた教育委員会による調査を開始しました。その後、6月には当該生徒保護者から本事案について重大事態調査を希望する申出があり、8月に重大事態調査を開始することになりました。当該保護者の9月の時点で重大事態調査を開始すべきであったのではないかと訴えについては、「(2) いじめ重大事態調査の説明」の5行目以降のとおり、平成30年9月以降、教育委員会が直ちにいじめの重大事態調査開始に向けての準備を進めなかったことには理由がないとは言えず、調査の開始をいたずらに遅らせたとは言いがたいとしながらも、当該生徒保護者がいじめの調査を故意に遅らせたのではないかと不信感を抱くことになった点は改善すべきであり、いじめ重大事態調査の開始に当たって必要なことを適切に説明すべきであったと示されています。

次に7ページの「6 いじめの再発防止について」ですが、「(1) 多様な個性を理解する必要」「(2) 組織的な対応の必要性」で多様な個性を理解し、組織的な見守り体制をつくる必要について、「(3) 生徒がSOSを発信しやすい仕組みや環境づくり」で生徒が自分からSOSを発信しやすい仕組みや環境づくりについて、8ページではSNS使用上の管理義務及び啓発活動について、9ページではスクールカウンセラー活用の工夫、教育委員会からの児童生徒・保護者への適切な情報提供、学校と十分に連携を取るなどが提言されています。p 中学校については以上です。

加納人権教育・児童生徒課担当課長

人権教育・児童生徒課担当課長の加納です。よろしくお願いたします。それでは続きまして、q 小学校の概要について御説明いたします。資料の10ページを御覧ください。

「1 事案の概要」ですが、本件は、平成29年度当時小学4年生の女子児童が、同級生の男子児童に箒でたたかれ、その後も当該児童の発言により傷ついたこと、また、自身の本を無断で読まれた上、本を返してもらえなかったことに傷ついたということで調査を行ったものです。当該児童は、11月以降はほぼ出席できない状態で、翌年に別の市立小学校に転校して登校を再開するまで登校できない状況が続きました。

次に、「3 答申(調査結果)」「(1) いじめの事実について」です。まず、「ア 箒の件」ですが、掃除の時間中にちりとりを持っていた当該児童を、関係児童が持っていた箒で手をたたき、当該児童が抗議したにもかかわらず、再度たたいたというもので、この点が法律上のいじめと認定されています。次に「イ 手のけがに関連する件」として、箒の件で当該児童には手の痛みがあった中で、②にありますとおり、当該児童が「あなたにたたかれたせいで消しピン遊びができない」と伝えたところ、関係児童は「へーそれが何か」と言ったこと、11ページになりますが、③の「字が汚い」と言ったこと、④の軽い道具を持つ当該児童に「何それ」と言ったりしたことが法律上のいじめと認定されています。その下の「ウ 当該児童の本の件」として、関係児童が当該児童のロッカー内の本を無断で読み、やめるよう求められても応じなかったことが法律上のいじめと認定されています。

続いて、「(2) 学校の対応について」です。「ア 児童・保護者への対応について」、「①児童への対応について」では、学校は関係児童がちょっかいを出したと認識し、本件を関係児童のコミュニケーション上の課題ととらえ過ぎたことで、担任等が当該児童の訴えを丁寧に聴くなどの寄り添いができなかった結果、当該児童が不信感を持つことにつながったとしています。12ページの「②保護者への対応について」です。学校は保護者が少しでも安心できるような対応を求められますが、ここでは面談の際の校長の対応や面談後の保護者への連絡が十分とは言えなかったことにより、不安感や不信感を増大させたとしています。次にイ、学校組織としての対応についてです。本件では最初の訴えがあった段階の情報の共有について、12ページの一番下の行になりますが、担任と他の教職員が情報を共有していれば、当該児童の不安感に思い至り、よりよい対応が検討できたのではないかとされております。また、13ページの上から8行目、指導や謝罪について、当該児童、関係児童それぞれを十分理解した上で行わなければならないこと、また次の段落の3行目、担任だけでなく児童支援専任教諭など複数の視点から児童理解を深めていける組織体制が求められるが、本件では十分ではなかったとされております。

次に「(3) 教育委員会の対応について」の「ア 重大事態発生時の学校指導・支援」です。本件では、教育委員会は保護者からの要望を受けて学校への指示や専門家との連携を検討していましたが、最初の段落の5行目の後半「しかし」とあるところですが、対応や検討内容が保護者に伝えられていなかったことにより不安感や不信感につながったこと。また、次の段落の不登校事案について登校再開のみを目指すのではなく、ハートフルフレンドなどの支援等を保護者に示すことや、外部専門家を活用できる体制を整えておくことが必要とされております。14ページにお進みいただいて、「イ 教職員の専門性の向上」ですが、研修などを通じて法の趣旨の理解や徹底が必要であるとされております。

最後に「(4) 今後の対応と再発防止について」です。「ア 学校は、いかなる時も、児童の訴えに対して親身になって対応する」こと。次の15ページのイ、学校は、児童の成長への理解を踏まえた上で、適切にコミュニケーションスキル等の指導を行うこと。「ウ 学校は、いじめの行為に対する謝罪を行う際は背景を十分に把握した上で、保護者の気持ちを考慮し、適宜に情報の提供及び綿密な連携を行う」こと。「エ 学校は、組織的マネジメントを意識し、教職員全体のいじめ行為に対する認識を深め、進級時や日常的な引継ぎに関する情報共有の方法を定めるよう努める」こと。16ページになりますが、「オ 学校は、必要に応じて、早期に医療機関や福祉機関等の外部専門機関との連携を行う」こと。「カ 教育委員会は、全市教職員の状況を把握し、必要に応じて、専門性を高める研修を行う」こと。以上6点が提言されております。q 小学校の調査結果の報告は以上でございます。

最後に、1ページにお戻りください。いじめ重大事態の調査件数でございます。1ページの中ほどの表にありますとおり、本日報告した2件が終了となりましたので、調査中の件数は8件から6件になり、調査終了は合計で18件となっております。御説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

鯉淵教育長

説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等はございますか。

木村委員

ありがとうございます。意見ですけれども、結構多くありますので三つぐらいに分けてお話しします。まず、中学校・小学校とも情報の共有というところがありますよね。事が事だけに秘匿的なところもありますけれども、子供の安全・安

心考えたときに、その情報をどのように共有するか。例えば中学校のほうだと、要支援生徒として情報共有はしていたとありますが、その下には、教員間で具体的に意思の疎通がなされていない。つまり、どこで誰と共有していたのか。教師全体として見守りを含めた情報共有をしっかりしていれば様々な対応ができるのではないかと。

もう一つは、保護者との信頼関係。学校現場は教師、子供、保護者、この関係性をどうつくっていくかが大事だと思いますので、ここもしっかりやるべきだと思っています。

もう一つは、中学校を代表に例えて言いますと、5ページにいろいろ話してくれているのに対して、教師がよかれと思ってなのかもしれませんが、遮ってプラス的なことに持っていくとあります。私も教員ですが、聞く、話すプロです。そういったときに、まず相手の意見とか訴えを受容するということがなくて、逆に自分の言葉でうまくまとめようとする事自体が問題であって、こういったところがやはり私たち教育者はもう一度再確認するべきだと思っています。

こういった報告書は、起こったものをどうやって客観的にまとめるかということと、今後これを用いてどのように再発しないようにするかだと思いますので、一般的な報告書はこれで結構だと思いますが、これを基にさらに教員研修とか私たちが再度考えるべきものを具体的につくっていかないと、単純に情報共有といっても、いろいろなところでありますけれども、誰とどこまで共有するかということもきっちり考えるべきだと思います。何のためか。子供たちの安全・安心だと思いますので、いろいろ大変だと思いますけれども、私から意見として述べさせていただきたいと思います。

鯉淵教育長

ほかにございますか。

大場委員

今回二つの学校の事例を報告いただきましたけれども、今回の公表版をほかの学校も当然、今までのルールに従って各学校のいじめ防止対策委員会、その他の場面でまさに他山の石といえますか、二つの事例についていろいろ現場でまた検討いただくということにつながっていくのだろうと思います。今の木村委員がおっしゃったことにつながるかもしれませんが、例えば最初のp中学校の場合は、7ページからいじめの再発防止についてということで、多様な個性を理解する必要であるとか、組織的な対応の必要性だとか、あるいは生徒がSOSを発進しやすい仕組み、環境づくりうんぬんと7項目例示されています。ぜひほかの学校でもこの7項目について自己点検を速やかにしてほしいと思います。特にp中学校のことだけ一言申し上げると、SNSで児童や生徒の間でどういうやり取りがあるのかなのかということや学校側が全て把握することは現実問題、不可能なことではないかなと。可能な努力をすべきだということはもちろん分かりますが、学校外でSNS等の行動も行われるわけなので、やはりここは保護者の皆さんの協力も当然頂きながら、保護者の方のアンテナに基づいたいろいろな気づきも学校側と意見共有をぜひしてもらっていくことが必要なのだろうなと思います。中学校の場合はこれからスマホ持込みうんぬんということも話題になっていますし、もちろん学校の中でSNSを即使うことは多分あり得ないと思いますが、持ってくれば帰り道やその他のところでSNS利用によるトラブルというのでも考えていかなければいけない大きな課題だろうと思います。ぜひ500校以上の各学校で今日の二つの事例を生かしていただきたいなと感じました。意見です。

鯉淵教育長

ほかに。

四王天委員

今回の2件について、どちらもやり直しの機会がまだ残されているということに関しては、希望があると思います。

それから、いろいろとここまで事件が大きくなっていくのは、相手の意図を正しく解釈できているかどうかということです。相手の言っていることをちゃんと正しく受け取れているかどうか。これは生徒間同士もそうですし、親と教員との間、その関係性においても本当に正しく意図が伝わっているか、受け取れているか、その辺の能力が非常に問われているのではないかと思います。こういうことを言ったんだけど、そんなつもりで言ったんじゃないよということが結構あったのではないかなという気がします。

それから、あくまでも子供の人生において正しく導き守るのは、最終的に保護者であるという原則がありますが、教員はその人生の一部に関わるわけですよ。将来の方向性に非常に影響のある大人であるという自覚を持って、真剣に向き合わなければいけないということを再確認しなければいけないだろうと思います。それから、先ほどの教員のコロナ発症の件もありますけれども、やはり初期対応が重要です。最初のボタンの掛け間違いからずっと服が着られない状態にまでなってしまうということはこのパターンでもよく分かることなので、そこはやはり気をつけなければいけないなど。

それと最後にもう一つ、当該生徒の心のケアとか最終的な居場所については落ち着くところに落ち着いたのかもしれませんが、関係生徒のその後についてもきちんと注目して教育をしていかなければいけないのではないかと。それから、関係生徒の周囲もいます。事件を見ていた周りもいます。その人たちもその後においてちゃんと変化したのか、学ぶことができたのかということもフォローしてもらいたいなという思いもございます。意見です。以上です。

鯉淵教育長

ほかに。

森委員

先生方は日々いろいろなことを子供たちから聞いていると思いますが、中でもこれはちょっとおかしいなというアンテナを立てることであったり、立てたアンテナにかかったものに対して状況を確認したり、あとは理解しようと努力して関わるだけでなく、それをちゃんと児童にも保護者にも伝えるということが必要だと思いますけれども、それができなかった、難しかった事件だったのかなと思います。それができなかった環境が今あるということは、これだけ研修とかいろいろな対策をこれまで打ってきたにもかかわらず、こういうことがまた起きているのはそこですよ。時間とゆとりがないということが根本的な原因としてあるなと思いますので、教育がいかにかそこで子供たちと関わる時間をつくれるかということが本当に今必要だなと、この2件を聞いても思います。一つ一ついじめと認定されたものされなかったものがここに書かれていますけれども、されなかったものと事実として確認できなかったものについても引き続き児童自身の傷つきはあると思うので、ある程度のフォローをお願いしたいと思います。以上、コメントです。

中村委員

いつも思うことですが、学校に不信感を抱かれてしまうというのはとても残念なことだと思います。多分、被害児童生徒の方や保護者だけではなく、もしかしたら関係児童生徒や保護者の方にも学校に不信感を持たれたのかなと思うと、本当に残念でなりません。こういうときに、他者の気持ちを想像する力だったり、寄り添うこととか、思いやりとか優しさということが大事といわれます。もちろんそれは大事ですが、やはりいじめは人が人として生きる権利を奪う行為な

んだということをきちんと指導していくことがとても必要なのではないかと思います。もちろん国語の文学教材、あるいは社会の中でも保健体育でも、いろいろなところで教科の特性を生かしながら、自分はどのように生きていきたいのかとか、ほかの人とどういう関わり方をしながら生きていくのかとか、そういうことを考える場面を子供たちにたくさんつくっていただきたいと思います。

それから、共生という言葉が今盛んに使われますが、共生とは、仲よしとか自分の好きな人だけで生きていくことが共生ではないということです。全然興味が違ったり好みが違ったり、感性がこの人は違うなと思うような、あらゆる人たちと一緒に生きていくんだと。そういう中でどのように折り合いをつけながら自分は生きていくのかということもぜひ考えさせてほしいなと思います。先ほどもお話がありましたけれども、教員はいろいろ話を聞くと、つい意味づけたり結論を急いだりというところがなきにしもあらずという気がします、子供たちが本当にもう話すことがないよというぐらい、じっくり話を聞いてほしいなと思います。今はコロナの関係で学力の保障ということが非常に言われていますし、授業時間も限られていますけれども、本当にゆっくり丁寧に子供たちの話を聞いてほしいなということを願います。以上です。

鯉淵教育長

ほかにございますか。特になければ、次の「特別支援教育の取組状況について」、所管課から御報告いたします。

佐藤インクルーシブ教育担当部長

インクルーシブ教育担当部長の佐藤でございます。特別支援教育の取組状況ということで御説明いたします。

「1 趣旨」でございますが、本市の特別支援教育の状況、また多様な学びの場を用意しながら個への支援、そして共に学ぶことをバランスよく両立して、それらを全ての学校現場に浸透させていくことを目指しておりますので、それを目指す現在の取組ということで御報告いたします。詳細は所管課長から御説明いたします。

高木特別支援教育課長

特別支援教育課の高木でございます。よろしく願いいたします。資料の説明をいたします。

「2 現状と取組」ということで、表面の資料については、「小中学校」という枠と「特別支援学校」という枠で切って御説明させていただきます。

まず、「小中学校」の「一般学級」を御覧ください。①、②にございますとおり、小中学校の一般学級では、発達障害のある子供など特別な配慮や支援を必要とする児童生徒が増加しております。また、一般学級教員への多様な支援による特別支援教育の理解の向上と指導スキル向上の必要性を感じております。それに対しまして、「令和2年度、今年度の取組」でございます。」①特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の充実、特別支援教育支援員の活用促進などを行ってまいります。また、②につきましては、教員に対するキャリアステージに応じた研修の実施や、括弧内にごございますとおり、特別支援学校・通級指導教室・地域療育センター等が小中学校一般学級を支援する横浜型センター的機能の活用を図ってまいります。

次に真ん中の箱に行ってくださいまして、「個別支援学級」でございます。①にございますとおり、在籍児童生徒数の増加とともに、幅広い学年層に様々な障害程度の児童生徒が在籍いたしますし、また併せ有する障害も重度化・多様化しております。②といたしまして、個別支援学級担任の障害特性の理解と指導スキルの向上の必要性を感じております。今年度の取組といたしましては、再掲でご

ざいますが、①特別支援教育支援員の活用促進、②として特別支援学校教員免許状取得支援を行ってまいります。

一番右側です。「通級指導教室」につきまして、①通級利用児童生徒の増加を踏まえた指導場所、適切な指導回数や指導時間の確保、また②といたしまして、通級担当教員の指導スキルの向上と一般学級教員への支援についても必要性を感じております。今年度の取組は、①通級指導教室の過大規模化への対応といたしまして、エリアの見直しや、今年度、仏向小学校に通級指導教室を新設しております。②は再掲でございます。特別支援学校教員免許状取得支援促進や協働型巡回指導ということで、通級指導教室の教員が在籍校教員と協働して在籍校で児童に指導をするということを、今年度は4校で実施する予定でございます。

次に、左側の「特別支援教室」を御覧ください。こちらにつきましては、在籍級において学習や学校生活に困難を抱えるなど、特別支援教室での指導・支援を必要とする児童生徒数の増加とニーズが多様化しております。今年度は、特別支援教室実践推進校に非常勤教員を配置し、取組を推進してまいります。

真ん中の点線で囲んだところですが、こちらは「全学級種共通」の取組ということで、「ニーズへの対応」の真ん中のポチです。医療的ケアが必要な児童生徒への対応として、訪問看護ステーションに委託いたしまして、看護師の派遣等を行っております。

右側の「就学・教育相談」の箱を御覧ください。こちらにつきましては、特別支援教育総合センターにおきまして就学・教育相談の件数が年々増加しております。また、この内容についても多様化・複雑化しております。例えば、発達障害、外国へつながる児童生徒、また不登校等への相談が増加しているということでございます。今年度については、相談室を3室増加するなど環境整備を図るとともに、相談枠の増につながるような体制の拡充を図っております。

次に、一番下の「特別支援学校」を御覧ください。①から⑥まででございます。まず①について、教員の専門性のさらなる向上、②では、幼児児童生徒のニーズの多様化ということで、こちらにつきましても併せ有する障害の多様化、発達障害等を併せ有する場合がございます。また、人工呼吸器等を装着した高度な医療的ケアが必要となる児童生徒の方が増加しております。③高等部生徒の増加など知的障害特別支援学校の過大規模化が進んでおります。④社会の急速な変化に応じた、就労を初めとする社会参加に向けた教育の充実ということで、特に知的障害の方は就労の場が変わっているということもありまして、課題となっております。⑤につきましては、肢体不自由特別支援学校の再編整備ということで、平成27年度以降進めているものでございます。⑥病弱特別支援学校の充実ということで、こちらについても現状課題となっております。令和2年度の取組ということで、①から⑥に呼応する形で行っておりますが、①キャリアステージに応じた研修機会の確保、これは教員の専門性を高めるためということで、こういった場の確保を行ってまいります。②について、高度医療的ケア対応に向けた看護師増員ということで、特に肢体不自由校に看護師の増員を図っております。④についてですが、社会の変化に向けてということで、特に最近はGIGAの話も出ておりますが、ICTを活用した教育の充実、医療・福祉・労働という教育以外の部門との連携を図って、教育環境の充実を図ってまいりたいと考えております。また、⑤は裏面で詳しく御説明いたしますが、肢体不自由特別支援学校再編整備計画に基づく取組を進めております。⑥病弱特別支援学校において、OriHimeという分身ロボットを置いて、遠隔教育の運用等を行っております。

裏面を御覧いただきまして、こちらが平成27年度に公表いたしました、肢体不自由特別支援学校再編整備計画に基づく取組となっております。大きく2つの取

組を行っておりますが、「1 肢体不自由特別支援学校6校全てで多様な児童生徒を受け入れます。」「(1) 教育課程の整理」ということで、従前、上菅田特別支援学校を除く東俣野、若葉台、中村、北綱島の4校では重度重複障害の児童生徒を受け入れ、状態像に応じた個別で柔軟な授業を行ってまいりました。今後、全ての肢体不自由特別支援学校において多様な児童生徒に対応することとし、3類型の教育課程を改めて整理・充実してまいります。「(2) 教育環境の整備」ということで、本市公共建築物の目標耐用年数である70年を念頭に置きながら、校舎の計画的な保全を図ってまいります。

「2 居住地ごとに就学先の特別支援学校を指定することで、居住地に近い特別支援学校に通学できるようにし、スクールバス路線の重複を整理しておおむね60分以内の通学を実現」してまいります。「(1) 就学エリアの設定」ということで、県立の養護学校もごさいますので、神奈川県との協議を踏まえて就学エリアを明確化し、就学相談に活用してまいります。また「(2) スクールバスの長時間化への対応」ですが、今は市内各所からスクールバスに乗って通ってこられる児童生徒さんがいらっしゃるので、その時間がおおむね60分以内となることを目標として、バスコースの精査・再編をしてまいります。

これが27年の再編整備計画への取組ということですが、この記載事項以外の課題の取組ということで、これ以降、多様化する医療ニーズへの対応のため、学校における医療的ケア体制の充実ということで、以下の3点について取り組んでおります。

「1 学校の医療的ケア体制整備」ということで、現在、学校看護師を増加で配置しております。また今後、学校看護師を総括する指導的看護師職員の配置についても実現の可能性について検討してまいります。

「2 医療的ケアのある児童生徒の通学支援」ということで、医療的ケア対応車両による通学の検証を行うとともに、他校への展開について検討します。吹き出しにごさいますとおり、ただいま左近山特別支援学校で福祉車両に看護師が同乗して、たんの吸引などをしながら通学するというモデル事業を実施しております。

「3 人工呼吸器等高度医療的ケアへの対応」ということで、現在、人工呼吸器のあるお子さんは日中は保護者の付添いの中で学校生活を送られておりますが、この解消を目指して、訪問看護ステーションから看護師を派遣していただきながら保護者の付添い解消を目指してまいります。今御説明いたしました医療ニーズへの対応については、どれも左近山特別支援学校でモデル的に順次実施しております。

参考といたしまして、「肢体不自由特別支援学校再編整備計画公表後の動き」ということで下に記載しております。平成27年9月に再編整備計画を公表した後、平成30年3月に左近山特別支援学校の設置、北綱島特別支援学校分校移行に係る横浜市立学校条例の一部改正を行っております。平成30年7月に、北綱島特別支援学校の分校移行に伴う適切な教育環境等に関するPTA会長等からの請願と、それに対する教育長の回答を行っております。平成30年12月には、平成27年度当時の資料の、北綱島特別支援学校の児童生徒数と中村特別支援学校の床面積の記載の誤りについてPTAにお詫びしております。平成31年4月に左近山特別支援学校が開校し、北綱島特別支援学校が分校に移行しております。その後、令和元年6月、平成27年度当時の資料に、中村特別支援学校施設台帳の床面積の誤記載がございまして、こちらについてもPTAにお詫びしております。

説明は以上でございます。

鯉淵教育長	説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等はございますか。
木村委員	ありがとうございます。やはり特別支援教育というのは、今の学校教育では避けて通れない重要なことだと。取組、大変理解しました。その上で質問ですが、上の「個別支援通学級」の「令和2年度取組」「②特別支援学校教員免許状取得支援」は具体的にどのようにやられているのでしょうか。
高木特別支援教育課長	こちらにつきましては、免許を取得するための経費を補助するスキームでございまして、各学校の先生方の特別支援学校教員免許の取得を促進するという事業でございます。
木村委員	具体的にどこでどのようにやられているということはあるのでしょうか。
高木特別支援教育課長	学校のほうですか。
木村委員	いわゆる通信だとか。
高木特別支援教育課長	大学の通信課程などでやっております。
木村委員	今は大学なんかもいろいろ形を変えて特別支援の免許取得ということを行っています。自分の大学のことを言うのもあれなのですが、横浜国立大学でも臨時教員養成課程の募集が今年度からなくなって、そのかわり教職大学院でさらにバージョンアップしたもので、ただ免許を取るだけではなくて、コーディネートとかマネジメントというところもしっかりケアするような形のコースを準備しています。単純に免許を取得するだけではなくて、本当にさらに特別支援教育の中核となっていけるようなことをぜひ考えていただければなと思っています。
高木特別支援教育課長	承知いたしました。
佐藤インクルーシブ教育担当部長	補足いたしますが、この免許取得支援はこれから学校に周知してまいります。これまでに取得した部分についてもさかのぼって助成をするというようなことで考えています。
木村委員	ぜひお願いします。自分のことを言うのもあれなのですが、昨日も神奈川県教育長にこういったお話をしに行って、今度川崎市・相模原市にも伺う予定ですし、うちの担当から横浜市にも来ると思いますが、全県一致してこういった特別支援学校とか学級の教育のことは考えなければいけない大きな課題となると思いますので、ぜひ一緒に考えられればと思います。
鯉淵教育長	ほかにいかがでしょう。
四王天委員	これは要望ですが、横浜市の障害児の構成を見ると、盲、ろう、肢体不自由、病弱が約半分、知的も約半分のシェアを占めていると思います。神奈川県立の高等部に行くともっと知的の割合が10倍以上に膨れ上がるということです。この施

策を見ていると、肢体不自由は非常にいろいろな取組をされていると思います。今の個別支援級や通級などの生徒というのは、大体は知的障害の方が多いと思います。そこに対する取組について、もう少し比重を置いていただけたらなと思います。肢体不自由だと、どちらかという学校のハードだとか、そちらの面を充実させることに予算とかも振り分けるとは思いますが、実は知的障害の方たちにとってもハードの環境整備が物すごく重要です。彼らの理解の根拠となるのは視覚です。視覚優位で物事を全部判断していくということもありますから。もちろん体温調整とか、そういうのが難しい人もおりますし。だから、知的障害に対してもハードの整備面での見直しだとか、そういうことにも取り組んでいただけたらなと思います。これは要望です。

鯉淵教育長

ほかに。

中村委員

話は先ほどに戻ってしまうのですが、「特別支援学校教員免許状取得支援」は「個別支援学級」の欄に書いてありますけれども、個別支援学級の担任に限るということでしょうか。

高木特別支援
教育課長

対象は小・中学校、義務教育学校の教員ですが、個別支援学級の担当教員を優先的にと考えております。

中村委員

今年度もこの先もそうですか。

佐藤インクル
ーシブ教育担
当部長

現時点では、特別支援学校についてはもちろんほぼ持っているということで、まずは個別支援学級の教員の免許取得率を高めていくということに重点的に取り組んでいこうと考えておりますので、個別支援学級の教員を優先的に考えています。

中村委員

ぜひ一般学級の担任にも取得していただきたいなど。予算もありますので一度にはなかなか難しいとは思いますが、御説明にあったように、一般学級の中でもいろいろな課題を抱えているお子さんが多かったり、あるいは理解が不十分なために学級経営がうまくいかなかったりというようなこともありますから、すぐには無理かもしれませんが、ぜひ個別支援学級以外でも取得が進むとありがたいなと思います。

それから、就学教育相談ですが、ずっと以前から相談を申し込んでも何か月も待つという状況が続いています。多分それは今も解消していないと思いますが、やはり相談に行くということ自体を保護者の方はとても不安に思っています。ですから、それを何か月も待たせるのではなく、早めに相談が取れるようにしていただきたいなと思いますので、ぜひ人的・物的な環境整備を、増えてきた相談件数に見合うものにしていただきたいと思います。

最後に医療的ケアの御説明がありましたけれども、特別支援学校ではなく地域にある学校に通いたいと思っているお子さん方や保護者の方の願いが、こういうケアをすることで実現していくというのはとてもいいことだと思いましたので、ぜひこれもまた推進していただければと思います。以上です。

森委員

御報告をありがとうございます。右下のグラフにもありますとおり、6年間でこれだけ特別な支援が必要な児童生徒が増えている中で、冒頭にあった個への支

援と共に学ぶことをバランスよく両立していくために、体制であつたり人であつたり予算というのは圧倒的に不足しているという認識です。加えて、裏面の一番下にも誤記載とお詫びが書かれていましたが、いろいろな場面で保護者の信頼が失われる機会もこの数年は多かったのではないかと思います。なので、こういった資料も作成いただいて、御報告いただいて、ここから力を入れていくんだぞという表明だと受け取りましたし、ぜひそのような横浜市の教育になってほしいと切に願います。その中でも、特に人が足りないということは多くの場面で聞いてきました。まず第一歩だと思いますが、まだ推進校のみですけれども、特別支援教室において非常勤教員の配置は、個人的にはとても大きなポイントだと思います。各所に書いてありますけれども、一般学級の先生であつたり個別支援学級であつたり通級の先生の、理解の向上と指導スキルの向上が最も必要で大事だと思っています。そこをさらに強化していくことをぜひともお願いしたいと思えます。それを理解したときに、例えば板書を取るのがとても難しいときにiPadで取るとということが柔軟に、各先生がその子に応じていいよと言ってあげたりとか、一律ではない支援ができると、今この瞬間で学びたいのに学びづらい環境の子の学ぶ意欲を高め続けることができるのではないかと思います。多くの部分が今保護者の、放課後の努力にゆだねられていることを強く自覚して、いろいろな機関と連携しながら学校でできていないことを補完していきたいと思えます。

あと、看護師の増配置が裏面にあつたり、医療的ケアのある児童生徒の通学支援の強化ということで、看護師の同乗も記載されております。この体制もまだまだ課題がたくさんあると思えます。特に日中の保護者の付添いの解消を目指すということが文言として明言されていますので、一日でも早い体制強化をお願いしたいと思えます。

本当に出発点になるところだと思えますが、冒頭にお話しされていた全ての学校に浸透していく、この資料に書いてあることが全ての学級の中心に据えられて進められていくということをぜひともお願いします。

鯉淵教育長

よろしいでしょうか。特になければ、議事日程にはありませんが、その他報告事項として、「令和3年『成人の日』を祝うつどいの開催方法の再変更について」、所管課から報告をお願いします。

渡邊生涯学習
担当部長

生涯学習担当部長の渡邊です。「令和3年『成人の日』を祝うつどいの開催方法の再変更について」御説明いたします。

令和3年「成人の日」を祝うつどいにつきましては、新型コロナウイルス感染症の終息の見通しが立っていないことから、特設サイトなどを通じて、お祝いメッセージ動画などを配信するオンライン成人式に変更する旨、7月6日に記者発表いたしました。しかしながら、新成人や保護者の皆様などから、「通常どおり成人式を開催してほしい」という声を多くいただきました。いただいた御意見に基づきまして再検討した結果、感染防止対策を講じ、3密を避ける形で、会場で開催することを判断いたしました。このことについては、7月15日に市長が定例会見で発表しております。会場や開催方法の詳細につきましては、決まり次第、また改めて記者発表などで公表いたします。なお、今後の感染状況によりましては、開催を中止する場合がございます。

経緯につきましては、7月6日は先ほどお話ししたとおりですが、発表後、市民から約150件の御意見を頂いております。7月15日に市長定例会見を行いました。

開催方法ですけれども、横浜アリーナでの開催を前提に、これから検討してい

きますが、例えば回数増、日数増、他の会場を使用する分散開催といった様々な開催方法を検討しまして、できるだけ早く記者発表などで公表したいと考えております。

感染防止対策につきましては、「感染状況を注視して、国のガイドラインなどに基づいて対策を講じて」まいります。説明は以上でございます。

鯉淵教育長

説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等がございますか。

大場委員

「成人の日」のつどいの在り方について、表現の仕方は適切かどうか分かりませんが、大きな紆余曲折があって、恐らく関係者の方もいろいろ頭を悩ませておられるのではないかなという気がします。150件ほどの声を頂きましたけれども、今回こうやって再変更したことによって、また多分多くの御意見が出てきそうな気がします。まずその状況と、これは会場開催プラス、オンラインも並行してやると理解していいののかどうかということだけまず確認しておきたいと思います。

渡邊生涯学習
担当部長

再変更して一日ちょっとたったわけですがけれども、その間に電話・メールなどで頂いた御意見は約70件でございます。内容としては、なぜ再び会場開催に変更したのかという話と、実際に自分が出るときはいつなのかとかどこなのかというお問合せが多かったです。オンライン成人式ほどのものはできないかと思いますが、やはり会場に行かれない方もいらっしゃると思いますので、何らかの形で一部配信とか、そういったものは考える必要があるかなと思いますので、これから検討いたします。

大場委員

もう1点だけ。例年というかここ3年ほど成人のつどいを拝見していて、残念ながらよからぬ新成人が会場の中で暴れるということもあって、当該の警察署、あるいは警備会社の皆さんにも大変な負担をかけてきています。会場開催ということで突き詰めていく中で、当然アリーナだけでは多分できなくて、ほかの会場も探すとなると、警備の関係での調整が結構大変で、事務方が一番大変かもしれませんが、やはり警察等との十分な調整をしなければいけないこと。それからもう一つは、いつも良い形だと思いますけれども、新成人の皆さんで実行委員会を設置しているわけで、今回も実行委員会の皆さんもある意味で蚊帳の外ではないと思いますし、当然いろいろ御意見を聞いてきた経過があると思います。今後こういう方式を追求して具体化していくときには、やはり新成人の実行委員の人たちの意見もしっかり聞いて、中身を詰めていってほしいなと思います。以上です。

渡邊生涯学習
担当部長

ありがとうございます。

鯉淵教育長

ほかに何かございますか。

四王天委員

一つだけ質問です。日程についてはいかがでしょうか。

渡邊生涯学習
担当部長

まず1月11日が成人の日ですので、その日を中心に考えていきたいと思っております。ただ、これから検討する中で1月11日だけでできないということもあるかと思っておりますので、複数の日数もあるかもしれません。

鯉淵教育長

よろしいでしょうか。

森委員

オンライン成人式として開催しますという御報告を頂いて、会場での開催は難しいという、多くの人が集まることによって感染リスクを防ぐことは難しいのではないかと御報告を頂いた中でこのように変更があるということで、多少驚きをもってこの報告、ニュースも見ていました。その中で今回、会場で開催するという判断をしたということであるならば、感染をさせたくないという思いで判断したところがベースにあると思いますので、いかにクラスターにさせないかということを押さえつつ、やはり不安があるから本当は成人式に参加したいけれども行けないという成人もたくさんいると思いますし、いかに少なくするかとか気持ちの面への配慮をものすごく考えて、オンラインとの組合せをぜひ御検討いただきたいと思います。あとは御意見があったから変更しますという、それだけの説明ではなく、引き続きこのように変更していきますということを、今後発表していく中で丁寧な説明をぜひお願いしたいと思います。

鯉淵教育長

よろしいでしょうか。

次に、議事日程に従い、審議案件に移ります。まず、会議の非公開について、お諮りします。教委第20号議案「横浜市社会教育コーナーの指定管理者の指定の変更に関する意見の申出について」は、議会の審議案件のため、教委第21号議案「横浜市社会教育コーナー指定管理者選定評価委員会委員の任命について」、教委第22号議案「横浜市学校規模適正化等検討委員会臨時委員の任命について」は、人事案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉淵教育長

それでは、教委第20号議案から教委第22号議案は非公開といたします。審議に移る前に、事務局から報告をお願いします。

齊藤総務課長

7月6日に個人の方1名から、教科書採択の傍聴に関する要望書が提出されました。また、7月9日に1団体から、7月13日に個人の方3名から、7月16日に個人の方2名から、中学校教科書採択に関する要望書が提出されました。こちらの要望書につきましては、事務局で対応を調整の上、教育委員会で審議が必要な場合は、次回以降にお諮りしたいと思います。委員の皆様は、内容の御確認をよろしくお願いします。

次回の教育委員会定例会は、8月4日火曜日の午後1時から開催する予定です。既に御案内しているとおおり、教科書採択につきましては、この日を予定しております。また、7月6日月曜日より、会議の傍聴を希望する方を対象とした事前抽選の申込みを受け付けておりましたが、7月16日木曜日をもって受付を終了いたしました。後日抽選を行い、当選・落選にかかわらず抽選結果を7月28日火曜日までに郵送で発送いたします。なお、今年はより多くの方に、安全・安心を確保しながら審議の様子を御覧いただくために、インターネットでの生中継を予定しております。詳細につきましては、順次、郵送する抽選結果や教育委員会のホームページで御案内いたしますので、御確認ください。インターネット中継は、事前抽選を申し込まなかった方も御覧いただけます。最後に、次回の教育委員会臨時会は、8月20日木曜日の午前10時から開催する予定です。

鯉渕教育長

皆様、よろしいでしょうか。次回の教育委員会定例会は、8月4日火曜日の午後1時から開催する予定です。教科書採択につきましては、この日を予定しております。事前抽選の受付は7月16日木曜日をもって終了いたしました。抽選結果は当選・落選にかかわらず7月28日火曜日までに郵送にて発送いたします。なお、今年はより多くの方に、安全・安心を確保しながら審議の様子を御覧いただくために、インターネットでの生中継を予定しております。また、次回の教育委員会臨時会は、8月20日木曜日の午前10時から開催する予定です。別途、通知しますので御確認ください。

次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴・報道機関の方は御退席願います。また、関係部長以外の方も退席してください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

教委第20号議案「横浜市社会教育コーナーの指定管理者の指定の変更に関する意見の申出について」
(原案のとおり承認)

教委第21号議案「横浜市社会教育コーナー指定管理者選定評価委員会委員の任命について」
(原案のとおり承認)

教委第22号議案「横浜市学校規模適正化等検討委員会臨時委員の任命について」
(原案のとおり承認)

鯉渕教育長

本日の案件は以上です。これで、本日の教育委員会臨時会を閉会といたします。

[閉会時刻：午前11時52分]